

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー） に係る緊急調整地域の指定等について

1. 道路運送法に基づく緊急調整地域の指定について

道路運送法第 8 条第 1 項の規定に基づき、9 月 1 日付けで、下記の地域を緊急調整地域として指定。

記

【指定する地域】

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 5 条に基づき東北運輸局長が定める営業区域の「仙台市」

【指定期間】

平成 20 年 9 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 日まで
（平成 20 年 9 月 1 日の官報告示による）

※ 現在、仙台市については、平成 20 年 1 月 9 日付けで、同年 8 月 31 日までの間において緊急調整地域の指定がなされているところ。

（参考）「緊急調整地域」について

タクシー事業においては、道路運送法第 8 条の規定に基づき、著しい供給過剰のため輸送の安全や旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる地域について、国土交通大臣が、運輸審議会の諮問を経た上で、「緊急調整地域」に指定し、新規参入や増車を禁止する措置を講ずることができることとされている。

2. 供給拡大に対する試行的措置の見直しについて

緊急調整地域の指定に至る事態を未然に防止するための運用上の措置として、供給過剰の兆候のある地域を「特別監視地域」に指定し、重点的な監査や行政処分の厳格化等の措置を講じているほか、昨年11月20日より、試行的措置として、特別監視地域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を招く懸念がある地域を、「特定特別監視地域」に指定し、これらの地域等において、運転者の労働条件の悪化や不適切な事業運営の下で行われる供給の拡大について、事業者の慎重な判断を促すための試行的措置を講じているところ。

今般、これらの措置の見直しを行い、特別監視地域及び特定特別監視地域の指定要件等を変更した上で、下記のとおり、新たな地域を指定し、これらの地域において試行的措置を講じることとした。

(一連の措置につき、詳細は別添資料参照)

記

【特別監視地域】

緊急調整地域に至る事態を防ぐため、供給過剰の兆候のある営業区域を指定

○指定地域 537地域（別添資料参照）

【特定特別監視地域】

特別監視地域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域を指定

○指定地域 109地域（別添資料参照）

◎各地域の指定期間は、平成20年7月11日から平成23年7月10日（3年間）とし、各地方運輸局等における公示により指定

タクシー事業に係る緊急調整措置及び供給拡大に対する試行的措置について

別添資料

指定区分	指定要件及び期間	指定地域	指定地域における措置
<p>①緊急調整地域 (道路運送法に基づく措置)</p>	<p>○需給関係に関する要件 (1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が2年以上連続して減少、 (2) かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して15%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して15%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を10%以上下回る場合) ○車両数に関する要件 延べ実働車両数が2年連続して増加 ○安全に関する要件 事故の増減の傾向や全国平均との比較等に基づき総合的に判断 ○その他 次に掲げる各指標の動向に照らし、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合 ・一定の安全関係の法令違反の件数(特に改善基準告示違反に係るもの) ・利用者からの苦情の件数(特に接客態度不良以外のもの)</p> <p>【指定期間】 原則3年間(改正の際、現に指定を受けている地域については、既指定期間と通算して3年間とする)</p>	<p>仙台市 (1地域)</p>	<p>【タクシー事業構造改善計画】 現行の改善計画の記載内容に加え、運転者の労働条件の改善その他の事項についての記載を求める。</p> <p>【増車への対策】 禁止 【新規参入への対策】 禁止</p> <p>※この他従来どおり重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。</p>
<p>②特別監視地域 (行政通達に基づく措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する地域 指定要件① ○需給関係に関する要件 (1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が前年度と比較して減少、 (2) (1)かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して10%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して10%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を5%以上下回る場合) ○車両数に関する要件 延べ実働車両数が前年度と比較して増加 指定要件② ○需給関係に関する要件 1日1車当たりの実車キロ又は営業収入が平成13年度と比較して減少 指定要件③ ○需給関係に関する要件 運賃改定後の1日1車当たりの営業収入の上昇率が運賃改定率の1/2以下</p> <p>【指定期間】 原則3年間</p>	<p>札幌交通圏、小樽市、千歳市、恵庭市、岩内余市圏、倶知安圏、岩見沢圏、夕張圏、美瑛圏、芦別圏ほか (537地域)</p> <p>(別紙1参照)</p>	<p>【増車への対策】 (1) 基準車両数内の復活増車に対する監査の特例</p> <p>※この他従来どおり重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。</p>
<p>③特定特別監視地域 (行政通達に基づく措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する地域 指定要件① 特別監視地域①のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域(概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域)を指定。 指定要件② 特別監視地域②のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が比較的大きな地域(概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域)を指定。 指定要件③ 特別監視地域①～③のうち、上記指定要件①又は②に準ずるものとして、地方運輸局長が指定。</p> <p>【指定期間】 原則3年間</p>	<p>札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、苫小牧交通圏、帯広交通圏、釧路交通圏、北見交通圏、旭川交通圏、青森交通圏、八戸交通圏ほか (109地域)</p> <p>(別紙2参照)</p>	<p>【タクシー事業構造改善計画】 指定地域に係る業界団体に対し、サービス改善等による需要喚起、運転者の労働条件の改善その他の事項についての改善計画の策定を求める。</p> <p>【増車への対策】 (1) 労働条件等に関する計画の提出・減車勧告制度 →記載事項の見直し (2) 増車前監査・増車見合わせ勧告・減車勧告制度 →増車見合わせ勧告対象の拡大 ① 監査による違反のチェック(現行対策) ② 適切な実施体制のチェック(拡大) 運転者確保状況を確認(増車実施日までに名簿を提出させる)し、1両当たり地方運輸局長が地域の標準的な運転者数を勘案して定める運転者数を満たさない場合 ③ 増車の必要性をチェック(拡大) 実働率が一定の数値を下回る場合 →増車見合わせ勧告に従わない場合に処分をさらに加重 →一度の増車に対し、定期的に繰り返し監査を実施 (3) 基準車両数内の復活増車に対する監査の特例 (4) 一定規模以上の減車を行い、その車両数を維持をしている限りは、原則として監査を免除</p> <p>【新規参入への対策】 (1) 労働条件等に関する計画の提出・是正勧告制度 →引き上げ(政令市40両、30万人都市30両) (2) 最低車両数の引き上げ (3) 社会保険未加入事業者に対する処分制度 (4) 可能な限り許可前の現地確認</p> <p>※この他従来どおり重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。</p>

①緊急調整地域

(道路運送法第8条に基づく措置)

■指定要件(平成13年10月26日自動車交通局長通達(国自旅第102号)で規定):

○需給関係に関する要件

- (1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が2年以上連続して減少、
- (2) かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して15%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して15%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を10%以上下回る場合)

○車両数に関する要件 延べ実働車両数が2年連続して増加

○安全に関する要件 事故の増減の傾向や全国平均との比較等に基づき総合的に判断

○その他 次に掲げる各指標の動向に照らし、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合

- ・ 一定の安全関係の法令違反の件数(特に改善基準告示違反に係るもの)
- ・ 利用者からの苦情の件数(特に接客態度不良以外のもの)

■指定期間: 原則3年間(改正の際、現に指定を受けている地域については、既指定期間と通算して3年間とする。)

■タクシー事業構造改善計画: 現行の記載内容に加え、運転者の労働条件の改善その他の事項についての記載を求める。

■指定状況: 平成20年度1地域(仙台市は継続)

■指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車

禁 止

(2) 新規参入

禁 止

②特別監視地域

(行政通達(平成13年10月26日付け国自旅第102号)に基づく措置)

■ 指定要件(平成13年10月26日自動車交通局長通達(国自旅第102号)で規定): 次のいずれかに該当する地域

指定要件①

○ 需給関係に関する要件

(1) 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が前年度と比較して減少、

(2) (1)かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して10%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して10%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を5%以上下回る場合)

○ 車両数に関する要件 延べ実働車両数が前年度と比較して増加

指定要件②

○ 需給関係に関する要件 1日1車当たりの実車キロ又は営業収入が平成13年度と比較して減少

指定要件③

○ 需給関係に関する要件 運賃改定後の1日1車当たりの営業収入の上昇率が運賃改定率の1/2以下

■ 指定期間: 原則3年間

■ 指定状況: 平成20年度537地域

■ 指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車

増車

増車7日前に
増車の届出

増車実施後に監査

違反があった場合、
車両停止等の行政処分

○ 基準車両数内の復活増車に対する
監査の特例

一旦減車した後に、以前の台数までの範囲内で増車する場合は、
監査対象としないことにより、自主的な減車を促進

(2) 新規参入

③特定特別監視地域

(行政通達に基づく措置)

■指定要件(平成19年11月20日自動車交通局長通達(国自旅第208号)で規定): 次のいずれかに該当する地域

指定要件① 特別監視地域①のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域(概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域)を指定。

指定要件② 特別監視地域②のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が比較的大きな地域(概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域)を指定。

指定要件③ 特別監視地域①～③のうち、上記指定要件①又は②に準ずるものとして、地方運輸局長が指定。

■指定期間: 原則3年間

■指定状況: 平成20年度109地域

■指定に伴う措置:

1. タクシー事業の構造改善のための計画的措置

- ① 国土交通省は、当該地域の事業者団体に対し、当該地域における利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起、運転者の労働条件の改善、違法・不適切な経営の排除など、タクシー事業の構造改善のための計画の策定を求める。
- ② 当該事業者団体は、計画の策定及び実施に当たっては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会等の場を活用して、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させる。

2. 供給過剰対策

(1) 既存事業者の増車

○労働条件等に関する計画の提出・減車勧告制度

増車時に、労働条件等に関する計画を提出
(記載事項の見直し)

増車

一定期間後に、
実績報告を提出

計画と実績に
乖離がある場合、
公表・減車勧告

○増車前監査・増車見合わせ
勧告・減車勧告制度

増車60
日前に増
車の届出

①増車前監査において違反あり
②運転者確保状況が地域の標準を満たさない
③実働率が一定の数値を下回る
以上のいずれかの場合、増車見合わせ勧告

増車した場合、処分をさらに加重し、
その確定時に減車勧告

一度の増車に対し、定期的に
繰り返し監査を実施

○一定規模以上の減車に対する
監査の特例

一定規模以上の減車後、その車両数を維持している限りは、原則として監査を免除することにより、自主的な減車を促進

○基準車両数内の復活増車に
対する監査の特例

一旦減車した後に、以前の台数までの範囲内で増車する場合は、監査対象としないことにより、自主的な減車を促進

(2) 新規参入

参入

○最低車両数の引き上げ

最低車両数の引き上げ(現行20両→政令市40両、30万人都市30両)

○事業許可前の現地確認・社会保険
等未加入事業者に対する処分制度

可能な限り許可前の現地確認を実施

運輸開始届に社会
保険等の加入状況が
確認できる書類を添付

その後も加入が
確認できない場合、
関係機関へ照会

行政処分等

○労働条件等に関する計画の提出・
是正勧告制度

参入時に、労働条件等に関する計画を提出

一定期間後に、
実績報告を提出

計画と実績に
乖離がある場合、
公表・是正勧告

なお、従来どおり、重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。

特別監視地域等の指定地域(平成20年7月11日指定)

別紙 1

運輸局等	支局	特別監視地域 (537地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、千歳市、恵庭市、岩内余市圏、倶知安圏、岩見沢圏、夕張圏、美唄圏、芦別圏、滝川圏、当別圏、函館交通圏、松前圏、檜山圏、森圏、八雲圏、奥尻島、登別市、苫小牧交通圏、伊達圏、洞爺湖圏、勇払圏、門別圏、静内圏、帯広交通圏、広尾圏、足寄圏、清水圏、釧路交通圏、根室市、厚岸川上圏、中標津圏、北見交通圏、常呂圏、網走市、美幌圏、斜里圏、紋別市、西紋別圏、遠軽圏、旭川交通圏、上川圏、名寄圏、士別圏、稚内圏、深川圏、富良野圏、留萌圏、羽幌圏、枝幸圏、礼文島、利尻島
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏、五所川原交通圏、十和田交通圏、むつ交通圏、黒石市、三沢市、東津軽郡、西津軽郡、南津軽郡、上北郡、下北郡、三戸郡
	岩手	盛岡交通圏、宮古交通圏、大船渡交通圏、花巻交通圏、久慈交通圏、遠野交通圏、一関交通圏、釜石交通圏、二戸交通圏、水沢市、北上市、陸前高田市、江刺市、岩手郡、紫波郡、和賀郡、胆沢郡、東磐井郡
	宮城	仙台市、塩竈交通圏、気仙沼交通圏、石巻市、古川市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、宮城郡、亶理郡、黒川郡、加美郡、志田郡、玉造郡、遠田郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、本吉郡
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、白河交通圏、原町交通圏、喜多方交通圏、相馬交通圏、二本松交通圏、いわき市、須賀川市、岩瀬郡、南会津郡、耶麻郡、耶麻・河沼郡、大沼郡、西白河郡、石川郡、田村郡、双葉郡
	秋田	秋田交通圏、能代市、横手市、大館市、本荘市、男鹿市、湯沢市、大曲市、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡
	山形	山形交通圏、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、南陽市、北村山郡、最上郡、東置賜郡、東田川郡、西田川郡、飽海郡、西村山郡A、西村山郡B、東村山郡A、西置賜郡A、西置賜郡B
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏、大島、父島
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、東海交通圏
	埼玉	県北交通圏
	群馬	東毛交通圏、沼田・利根交通圏、渋川・吾妻交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県西交通圏
	栃木	宇都宮交通圏、芳賀・真岡交通圏、日光交通圏
	山梨	甲府交通圏、東八・東山交通圏、峡西交通圏、峡北交通圏、峡南交通圏
北陸信越	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、柏崎市A、新発田市A、小千谷市、加茂市、十日町市A、見附市、妙高市A、新潟市C、上越市B・十日町市B、新発田市B・胎内市、村上市、燕市A、長岡市F、五泉市A、佐渡市、東蒲原郡、魚沼市・北魚沼郡、南魚沼市・南魚沼郡、岩船郡B、阿賀野市・新発田市C、五泉市B、新潟市F・燕市B・西蒲原郡A、南蒲原郡A、長岡市D・三島郡、柏崎市B・刈羽郡、柏崎市C、十日町市D・中魚沼郡、上越市C、上越市F・妙高市B
	長野	長野交通圏、松本交通圏、諏訪交通圏、佐久交通圏、上田市A、飯田市A、須坂市、伊那市A、駒ヶ根市、中野市A、大田市A、飯山市、佐久市B・南佐久郡、上田市B・東御市A・小県郡、飯田市B・下伊那郡、塩尻市B・木曾郡、大田市B・北安曇郡、上高井郡、下高井郡、佐久市C・北佐久郡B・東御市B、伊那市B・上伊那郡A、上伊那郡B、上伊那郡C、松本市B・安曇野市A・東筑摩郡A、松本市C・南安曇郡B、長野市B・上水内郡A、上水内郡B、下水内郡、諏訪郡A
	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、黒部市A、魚津市、滑川市、砺波市A、小矢部市、中新川郡、黒部市B・下新川郡、砺波市B・南砺市A
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏、七尾市A、羽咋市、輪島市A、珠洲市、輪島市B・鳳珠郡B、羽咋郡A、七尾市B・鹿島郡、鳳珠郡A、羽咋郡B

特別監視地域等の指定地域(平成20年7月11日指定)

運輸局等	支局	特別監視地域 (537地域)
中部	愛知	新城市(旧南設楽郡鳳来町、作手村)、北設楽郡
	静岡	静清交通圏、沼津・三島交通圏、富士・富士宮交通圏、伊豆交通圏、藤枝・焼津交通圏、磐田・掛川交通圏、浜松市(旧天竜市)
	岐阜	大垣交通圏、東濃東部交通圏、高山交通圏、郡上市、加茂郡(川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村)、下呂市
	三重	伊賀交通圏、尾鷲市、北牟婁郡
	福井	福井交通圏、武生交通圏、勝山市、小浜市、三方上中郡(旧遠敷郡上中町)・大飯郡(旧遠敷郡名田庄村)、大飯郡(旧遠敷郡名田庄村を除く)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏、豊能郡
	京都	中部交通圏、中丹交通圏、丹後交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏、丹波交通圏、但馬交通圏、淡路島交通圏
	奈良	西大和交通圏、金剛交通圏、大台交通圏
	滋賀	大津市、湖東交通圏、湖西交通圏、湖北交通圏A、湖北交通圏B、甲賀郡
和歌山	橋本交通圏、中紀交通圏、紀南交通圏	
中国	広島	広島交通圏、佐伯交通圏、呉市A、呉市B、三原市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、江田島市、安芸高田市、山県郡、世羅郡、神石郡、宮島
	鳥取	鳥取交通圏、倉吉交通圏、米子交通圏、境港市、八頭郡、西伯郡、日野郡
	島根	松江交通圏、浜田市、出雲交通圏、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南交通圏、仁多郡、邑智郡、鹿足郡、隠岐郡
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市、笠岡市、総社市、高梁市、新見市、備前市、美作交通圏、赤磐交通圏、瀬戸内市、和気郡、浅口交通圏、加賀郡及び御津郡、真庭交通圏、苫田郡、久米郡
	山口	山口市、下関市、宇部市、岩国交通圏、萩交通圏、山陽小野田市、光市、長門市、柳井交通圏、美祢交通圏、大島郡
四国	香川	高松交通圏、中讃交通圏、西讃交通圏、東讃交通圏、小豆島交通圏、綾歌郡綾川町(旧綾上町)、綾歌郡綾川町(旧綾南町)、木田郡三木町
	徳島	徳島交通圏、阿南交通圏、鳴門交通圏、西部交通圏、海部交通圏、三好交通圏、小松島市、吉野川市(旧麻植郡鴨島町)、吉野川市(旧麻植郡川島町)
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏、宇和島交通圏、宇摩交通圏、大洲交通圏、八幡浜交通圏、伊予交通圏、越智郡島嶼部交通圏、松山市(旧温泉郡中島町)
	高知	高知交通圏、安芸交通圏、南国交通圏、土佐交通圏、幡多交通圏、高幡交通圏、嶺北交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、久留米市、大牟田市、宗像交通圏、筑豊交通圏、うきは市、筑後市、柳川市、大川市、八女市、朝倉郡、嘉麻市、嘉穂郡、三井郡、三潁郡、八女郡、みやま市、田川交通圏、京築交通圏
	佐賀	佐賀市、唐津市、伊万里市、鳥栖市、武雄市、鹿島市、多久市、神埼市、神埼郡、三養基郡、小城市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、島原交通圏、諫早市、大村市、松浦市、西海市、平戸市、五島市、壱岐市、対馬市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡
	宮崎	宮崎交通圏、延岡市、日向市、西都市、小林交通圏、日南市、都城交通圏、児湯郡、東臼杵郡、西臼杵郡
	熊本	熊本交通圏、阿蘇交通圏、天草交通圏、八代交通圏、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、水俣市、宇城市、人吉市、下益城郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、上益城郡、球磨郡
	大分	別府市、大分市、中津市、宇佐市、豊後高田市、豊後大野市、杵築市、日田市、臼杵市、津久見市、佐伯市、竹田市、由布市、国東市、速見郡、玖珠郡
鹿児島	鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿屋交通圏、阿久根市、出水市、大口市、枕崎市、指宿市、南さつま市、いちき串木野市、大島交通圏、南九州市、日置市、出水郡、伊佐郡、曾於交通圏、肝属郡、熊毛郡、大島郡	
沖縄	沖縄	沖縄本島、宮古島、石垣島、伊江島、伊良部島、与那国島

(全国の営業区域の総数 644地域)

特定特別監視地域の指定地域(平成20年7月11日指定)

別紙 2

運輸局等	支局	特定特別監視地域 (109地域)
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、苫小牧交通圏、帯広交通圏、釧路交通圏、北見交通圏、旭川交通圏
東北	青森	青森交通圏、八戸交通圏、弘前交通圏
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏
	宮城	仙台市、石巻市
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市
	秋田	秋田交通圏、横手市
	山形	山形交通圏
関東	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、西多摩交通圏
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏
	埼玉	県北交通圏
	群馬	東毛交通圏
	茨城	水戸県央交通圏、県西交通圏
	栃木	宇都宮交通圏
	山梨	甲府交通圏
北陸 信越	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A
	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏
	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏
中部	静岡	静岡交通圏、沼津・三島交通圏、富士・富士宮交通圏、藤枝・焼津交通圏、磐田・掛川交通圏
	岐阜	大垣交通圏
	福井	福井交通圏

運輸局等	支局	特定特別監視地域 (109地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、泉州交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路・西播磨交通圏
	滋賀	大津市、湖東交通圏
中国	広島	広島交通圏、呉市A、三原市
	鳥取	鳥取交通圏、米子交通圏
	島根	松江交通圏、出雲交通圏
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
	山口	山口市、下関市、宇部市、岩国交通圏
四国	香川	高松交通圏、中讃交通圏
	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
	高知	高知交通圏
九州	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、久留米市、大牟田市、筑豊交通圏
	佐賀	佐賀市、唐津市
	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
	宮崎	宮崎交通圏、延岡市、都城交通圏
	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	別府市、大分市
鹿児島	鹿児島市、川薩交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿屋交通圏	
	沖縄	沖縄本島

(全国の営業区域の総数 644地域)

平成20年度 特定特別監視地域の指定要件への該当状況

1. 指定要件①に該当している地域

都道府県	営業区域名	日車実車キロ及び日車營收のいずれもが、前年度と比較していずれも減少している場合				日車実車キロ若しくは日車營收が、当該年度の前5年間の当該地域の平均を10%以上下回っている場合						日車実車キロ及び日車營收が、当該年度の前5年間の当該地域の平均値を5%以上下回っている場合であって、その率が、全国における当該年度の日車実車キロ若しくは日車營收の平均値が、全国におけるそれらの前5年間の平均値を下回っている率を10%以上上回って減少している場合。						延べ実働車両数が、前年度と比較して増加している場合				
		日車実車キロ		日車營收(円)		日車実車キロ			日車營收			日車実車キロ			日車營收			日車実車キロ	日車營收	18年度	19年度	
		18年度	19年度	18年度	19年度	①19年度	②日車実車キロ14-18平均	当該地域に置いて下回る率	③19年度	④日車營收14-18平均	当該地域に置いて下回る率	19年度	②日車実車キロ14-18平均	当該地域に置いて下回る率	19年度	②日車營收14-18平均	当該地域に置いて下回る率					全国の当該年度の数字が全国の前5年間平均を下回る率※1
1	北海道	札幌交通圏	90.8	85.1	32,288	30,946	85.1	96.8	12.12%	30,946	34,253	9.65%	85.1	96.8	12.12%	30,946	34,253	9.65%	-0.74%	-2.03%	1,745,716	1,796,436
2	宮城	仙台市	68.8	66.4	25,955	24,936	66.4	75.7	12.22%	24,936	28,657	12.98%	66.4	75.7	12.22%	24,936	28,657	12.98%	-0.74%	-2.03%	891,265	901,722
3	福島	郡山交通圏	56.5	51.5	20,908	19,480	51.521	57.2	9.999%	19,480	21,150	7.90%	51.521	57.2	9.999%	19,480	21,150	7.90%	-0.74%	-2.03%	230,997	252,645
4	長野	長野交通圏	55.4	51.9	22,628	22,403	51.9	60.2	13.78%	22,403	24,053	6.86%	51.9	60.2	13.78%	22,403	24,053	6.86%	-0.74%	-2.03%	228,476	233,809
5	富山	富山交通圏	68.5	63.3	27,705	27,415	63.3	70.8	10.63%	27,415	29,032	5.57%	63.3	70.8	10.63%	27,415	29,032	5.57%	-0.74%	-2.03%	153,616	154,205
6	石川	金沢交通圏	58.5	57.0	21,218	20,632	57.0	60.0	5.11%	20,632	22,264	7.33%	57.0	60.0	5.11%	20,632	22,264	7.33%	-0.74%	-2.03%	423,572	423,739
7	広島	広島交通圏	84.8	83.8	28,346	28,190	83.8	89.5	6.42%	28,190	30,104	6.36%	83.8	89.5	6.42%	28,190	30,104	6.36%	-0.74%	-2.03%	953,470	965,978
8	愛媛	松山交通圏	79.8	78.3	25,040	24,860	78.3	82.9	5.47%	24,860	26,181	5.05%	78.3	82.9	5.47%	24,860	26,181	5.05%	-0.74%	-2.03%	353,996	354,984
9	鹿児島	鹿児島市	53.7	53.1	18,459	18,058	53.1	56.2	5.48%	18,058	19,077	5.35%	53.1	56.2	5.48%	18,058	19,077	5.35%	-0.74%	-2.03%	552,563	571,681

※1・2 19年度における当該指標については、下回る率がマイナス(19年度の実績が前5年間の平均を上回っている)なので、当該地域において前5年間の平均値を5%以上下回っていれば、要件に該当することとなる。

2. 指定要件②に該当している地域

	都道府県	営業区域名	日車実車キロ		日車営収(円)	
			13年度	19年度	13年度	19年度
1	北海道	札幌交通圏	107.2	85.1	37,866	30,946
2	北海道	小樽市	80.8	72.1	30,173	25,712
3	北海道	函館交通圏	73.1	58.2	25,680	20,401
4	北海道	苫小牧交通圏	84.9	79.2	27,299	24,406
5	北海道	帯広交通圏	67.3	59.5	23,478	20,877
6	北海道	釧路交通圏	64.7	62.6	23,094	19,890
7	北海道	北見交通圏	78.8	60.4	29,752	23,106
8	北海道	旭川交通圏	67.6	59.2	24,044	20,578
9	青森	青森交通圏	74.4	56.4	25,781	20,033
10	青森	八戸交通圏	79.1	62.5	26,591	21,456
11	青森	弘前交通圏	60.0	49.8	20,312	16,127
12	岩手	盛岡交通圏	73.6	60.7	26,329	19,775
13	岩手	花巻交通圏	63.0	55.1	20,711	18,072
14	岩手	一関交通圏	62.4	54.0	21,811	18,569
15	宮城	仙台市	94.7	66.4	35,887	24,936
16	宮城	石巻市	51.8	48.8	17,902	17,066
17	福島	福島交通圏	68.6	55.7	24,653	20,180
18	福島	郡山交通圏	60.2	51.5	22,270	19,480
19	福島	会津交通圏	66.4	58.4	23,959	20,820
20	福島	いわき市	69.0	63.6	24,729	21,952
21	秋田	秋田交通圏	59.3	50.6	24,662	22,198
22	秋田	横手市	47.7	44.0	20,463	19,321
23	山形	山形交通圏	70.3	57.4	26,337	22,398
24	東京	特別区・武三交通圏	126.9	123.3	51,326	50,414
25	東京	北多摩交通圏	110.7	109.5	44,349	44,474
26	東京	南多摩交通圏	116.5	114.7	45,397	45,461
27	東京	西多摩交通圏	111.9	109.1	42,410	42,571
28	神奈川	京浜交通圏	113.8	102.4	44,008	41,148
29	神奈川	県央交通圏	109.7	102.2	41,433	39,487
30	千葉	京葉交通圏	103.0	101.4	38,407	38,499
31	千葉	東葛交通圏	96.0	94.3	36,531	36,823
32	埼玉	県北交通圏	75.4	74.8	25,606	25,906
33	群馬	東毛交通圏	74.3	73.0	25,528	23,558
34	茨城	水戸県央交通圏	65.8	62.4	23,559	22,167
35	茨城	県西交通圏	65.1	62.9	22,050	21,873
36	栃木	宇都宮交通圏	79.8	75.6	28,870	28,090
37	山梨	甲府交通圏	66.5	65.3	24,971	25,372

	都道府県	営業区域名	日車実車キロ		日車営収(円)	
			13年度	19年度	13年度	19年度
38	新潟	新潟交通圏	78.3	71.1	27,171	24,627
39	新潟	長岡交通圏	63.8	62.0	24,445	24,565
40	新潟	上越交通圏	77.5	71.7	29,430	28,235
41	新潟	三条市A	57.2	56.8	21,690	21,359
42	新潟	新発田市A	65.4	59.0	24,496	23,537
43	長野	長野交通圏	70.4	51.9	26,101	22,403
44	長野	松本交通圏	55.9	49.4	22,663	21,240
45	長野	上田市A	74.4	66.5	30,874	30,222
46	長野	飯田市A	61.1	54.8	25,278	25,159
47	富山	富山交通圏	77.9	63.3	32,495	27,415
48	富山	高岡・氷見交通圏	58.8	55.5	24,144	22,577
49	石川	金沢交通圏	68.8	57.0	25,908	20,632
50	石川	南加賀交通圏	60.0	59.4	22,177	21,432
51	静岡	静岡交通圏	68.8	66.8	25,062	25,170
52	静岡	沼津・三島交通圏	79.3	78.1	28,330	28,868
53	静岡	富士・富士宮交通圏	74.1	67.9	25,216	24,120
54	静岡	藤枝・焼津交通圏	71.6	71.1	25,119	25,689
55	静岡	磐田・掛川交通圏	87.4	84.3	28,590	29,198
56	岐阜	大垣交通圏	59.1	58.1	22,024	22,178
57	福井	福井交通圏	63.5	58.1	23,154	22,293
58	大阪	大阪市域交通圏	88.9	90.6	31,712	29,696
59	大阪	北摂交通圏	119.0	103.4	42,503	34,175
60	大阪	河北交通圏	93.6	90.3	33,756	31,159
61	大阪	河南B交通圏	101.7	96.7	35,575	33,573
62	大阪	泉州交通圏	93.9	93.7	32,077	31,398
63	兵庫	神戸市域交通圏	82.7	77.9	28,765	27,750
64	兵庫	姫路・西播磨交通圏	66.2	68.2	25,125	24,647
65	滋賀	大津市交通圏	69.7	67.4	25,309	24,674
66	滋賀	湖東交通圏	71.4	70.7	25,186	25,421
67	広島	広島交通圏	100.2	83.8	33,287	28,190
68	広島	呉市A	73.0	62.8	23,100	22,360
69	広島	三原市	72.2	70.3	21,225	21,313
70	鳥取	鳥取交通圏	73.0	61.5	24,464	20,280
71	鳥取	米子交通圏	92.7	77.5	30,107	25,380
72	島根	松江交通圏	63.4	54.0	22,449	18,786
73	島根	出雲交通圏	67.6	57.5	21,710	18,336

	都道府県	営業区域名	日車実車キロ		日車営収(円)	
			13年度	19年度	13年度	19年度
74	岡山	岡山市	66.5	65.9	21,940	21,012
75	岡山	倉敷交通圏	71.6	66.3	22,063	20,978
76	岡山	津山市	70.9	63.9	21,223	19,525
77	山口	山口市	72.6	64.8	23,091	20,811
78	山口	下関市	65.4	60.3	21,843	20,342
79	山口	宇部市	70.2	68.8	23,066	22,949
80	山口	岩国交通圏	57.7	51.3	18,994	17,385
81	香川	高松交通圏	77.7	68.4	24,332	22,408
82	香川	中讃交通圏	66.8	65.6	20,487	21,118
83	徳島	徳島交通圏	67.2	64.5	19,432	18,129
84	愛媛	松山交通圏	91.5	78.3	29,164	24,860
85	愛媛	東予交通圏	88.5	72.0	26,863	25,089
86	愛媛	今治交通圏	68.6	59.7	21,603	19,330
87	高知	高知交通圏	84.8	69.6	27,145	22,370
88	福岡	福岡交通圏	106.6	94.7	35,144	32,343
89	福岡	北九州交通圏	65.8	61.4	21,589	20,623
90	福岡	久留米市	60.8	60.0	20,276	20,534
91	福岡	大牟田市	61.1	60.0	20,226	20,793
92	福岡	筑豊交通圏	67.6	62.6	20,980	19,933
93	佐賀	佐賀交通圏	59.4	54.8	19,189	18,095
94	佐賀	唐津市	76.2	64.3	23,295	20,480
95	長崎	長崎交通圏	89.8	69.0	30,101	24,785
96	長崎	佐世保市	76.1	64.8	26,054	23,150
97	長崎	諫早市	86.9	69.9	28,410	24,536
98	宮崎	宮崎交通圏	58.4	51.1	18,710	15,467
99	宮崎	延岡市	54.4	47.8	18,368	16,302
100	宮崎	都城交通圏	61.3	52.4	19,770	16,341
101	熊本	熊本交通圏	65.1	58.5	20,847	19,200
102	熊本	八代交通圏	59.9	47.2	19,515	16,242
103	大分	別府市	63.1	61.9	20,130	20,849
104	大分	大分市	77.6	69.3	24,564	23,542
105	鹿児島	鹿児島市	59.3	53.1	19,631	18,058
106	鹿児島	川薩交通圏	66.3	57.8	20,124	17,648
107	鹿児島	鹿児島空港交通圏	60.2	56.0	17,842	16,933
108	鹿児島	鹿屋交通圏	56.1	56.7	18,473	18,246
109	沖縄	沖縄本島	57.6	58.1	17,766	16,181

(注) 指定要件①を満たす9地域もふくまれる。